

令和2年度茨城県高等学校総合文化祭開催要項

令和2年5月

茨城県教育委員会
茨城県高等学校文化連盟

令和2年度 茨城県高等学校総合文化祭開催要項

1 趣 旨

茨城県高等学校総合文化祭を開催することにより、生徒の創造性を高めるとともに、豊かな情操を培い、あわせて本県文化の振興を図る。

2 主 催

茨城県教育委員会・茨城県高等学校文化連盟

3 協 賛

茨城県高等学校長協会

4 期 間

令和2年9月19日（土）から令和2年12月13日（日）

5 場 所

ザ・ヒロサワ・シティ会館・ひたちなか市文化会館・県つくば美術館
小美玉市四季文化館（みの〜れ）他

6 対 象

県内の高等学校，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部及び高等専門学校（3年次まで）等に在学する生徒

7 大会等

(1)総合開会式

(2)高等学校美術展覧会（絵画・彫刻・デザイン・書道・写真）

(3)高等学校音楽会

(4)高等学校演劇祭

(5)その他

8 実施方法

高等学校総合文化祭の具体的な実施に関する事項は，別に定める。

9 運営体制

(1)役員

高等学校総合文化祭に次の役員を置く。

名誉会長 茨城県教育委員会教育長

会 長 茨城県高等学校文化連盟会長

副会長 茨城県教育庁総務企画部文化課長

(2)実行委員会

(ア)高等学校総合文化祭の効率的な運営を期するため，7の(1)から(4)までに掲げる大会等にそれぞれの実行委員会を設置する。

(イ)実行委員会の組織及び運営については，別に定める。

10 経 費

茨城県教育委員会は，別に定める手続きにより茨城県高等学校総合文化祭に係る経費を負担するものとし，茨城県高等学校文化連盟は，県費負担金その他の収入をもってこれを実施する。

11 その他

この要項は，令和2年5月19日から実施する。

令和2年度 茨城県高等学校総合文化祭実行委員会要項

1 趣 旨

この要項は、令和2年度茨城県高等学校総合文化祭開催要項（以下「開催要項」という。）9の（2）の（イ）に基づき、実行委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 名 称

開催要項9の（2）の（ア）に基づく実行委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1)総合開会式実行委員会
- (2)高等学校美術展覧会実行委員会
- (3)高等学校音楽会実行委員会
- (4)高等学校演劇祭実行委員会

3 業 務

各実行委員会は、それぞれ所掌する事業の企画、運営及び報告書作成等にあたる。

なお、全国高等学校総合文化祭のそれぞれの県代表校の派遣に係る業務を併せ行うものとする。

4 委 員

下記の実行委員会の委員は、右欄に掲げる団体の推薦に基づき、茨城県高等学校総合文化祭会長が委嘱する。

総合開会式実行委員会の委員 高等学校美術展覧会実行委員会の委員 高等学校音楽会実行委員会の委員 高等学校演劇祭実行委員会の委員	茨城県高等学校文化連盟
--	-------------

5 委員長及び副委員長

- (1)各実行委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置く。
- (2)委員長及び副委員長は、当該実行委員会に属する委員の互選とする。

6 事務局

- (1)実行委員会の事務を処理するため、各実行委員会に事務局を置く。
- (2)事務局に事務局長1名及び事務局員若干名を置く。
- (3)事務局長及び事務局員は、実行委員の中から委員長が指名する。

7 その他

この要項は、令和2年5月19日から実施する。